

第152回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 火薬類取締法に係る事務開始に伴う保安施設管理システムの導入について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む) (個人情報ファイル簿兼届出書を含む)</p> <p>(2) ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)</p> <p>(3) 自殺未遂の再発防止業務の委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)</p> <p>(4) 初回面接集団型特定保健指導の実施について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)</p> <p>(5) 国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業について</p> <p>(6) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 27 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について 【国民年金に関する事務 全項目評価書】</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 広報を目的とした横浜市WEBサイトへの個人情報掲載に係る電子計算機結合についての報告</p> <ul style="list-style-type: none">・ みどりオープンガーデン <p>(2) システム更新時のデータ移行業務委託に係る事務委託についての報告</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市民情報センター行政資料貸出事務 <p>(3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告</p> <ul style="list-style-type: none">・ 卒業生向け広報誌の発送 <p>(4) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託</p> <ul style="list-style-type: none">・ 東南アジア・インドからの旅行会社対象「横浜ナイト」開催業務 <p>(5) 事業記録作成業務に係る事務委託についての報告</p> <ul style="list-style-type: none">・ 東南アジア・インドからの旅行会社対象「横浜ナイト」開催業務 <p>(6) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <ul style="list-style-type: none">・ 平成28年度耐震改修促進計画改訂に伴う木造住宅戸別訪問事務 <p>(7) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自然観察会の開催に係る企画運営等業務委託 <p>(8) 委託先個人情報保護管理体制</p> <p>(9) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (6 件)</p> <p>(10) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (26件)</p> <p>(11) 個人情報ファイル簿変更届出書 (4 件)</p> <p>(12) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (9 件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告 (平成29年 1 月21日～平成29年 2 月17日)</p> <p>(2) その他</p>
-----	--

日 時	平成29年2月22日（水）午後2時00分～午後5時35分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、加島委員、小嶋委員、清野委員、新田委員、中村委員、土井委員
欠席者	芦澤委員、糠塚委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項(1)～(6)について承認する。 ・報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】 （事務局） それでは、ただいまから、第152回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。 審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。 本日は、芦澤委員、糠塚委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、7名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認 （花村会長）ただいまから、審議会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 始めに、第151回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。 特にご意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。 （各委員） <異議なし> （花村会長） それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項 （1） 【案件1】火薬類取締法に係る事務開始に伴う保安施設管理システムの導入について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む） （個人情報ファイル簿兼届出書を含む）</p> <p>（花村会長） それでは審議事項の審議に入ります。 最初に案件1「火薬類取締法に係る事務開始に伴う保安施設管理システムの導入について」のご説明をお願いします。 （事務局） <所管課及び審議の視点について説明> （所管課） <資料に基づき説明> （花村会長） ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。 神奈川県にもともとシステムはあるのでしょうか。</p>

(所管課) 神奈川県にはシステムはないです。

(加島委員) システムを使わないでやっていたのですか。

(所管課) そうですね。

(事務局) エクセルで処理していたのでしょうか。

(所管課) はい。

(清野委員) 県から横浜市に情報を引き継ぐ仕組みだというのが説明で初めて分かりました。事務の委託の「システムテスト」の箇所に、「これまで神奈川県が管理していた事業所等の名称、所在地等の情報については外部媒体を用いて県から提供を受け、委託業者がシステムに登録します。」という記載がありますが、県からもらった情報を市が委託でシステムに登録するという事によろしいでしょうか。

(所管課) はい。

(清野委員) 本件は事業開始が平成 29 年 4 月 1 日になっています。4 月 1 日以降に申請や届出をした人たちの情報と、それ以前に申請や届出をしている事業所等の情報の両方を市が持って委託するという事ですか。

(所管課) そうですね。

(清野委員) その辺りがなかなか難しいです。
「取り扱う個人情報」の「対象者」の欄で、「法に基づく申請書類届出者」とは、29 年 4 月 1 日以降の申請者や届出者だけではなく、過去の申請者や届出者のデータも入ると理解してよろしいですか。

(所管課) はい。確かに分かりづらいかもかもしれません。先ほど例に出した花火を打ち上げるのは、そのとき 1 回分の花火を持ってきて、安全に取り扱って、打ち上げて 1 回の許可が終わります。それ以外に火薬を保管する火薬庫があります。それは昭和 30 年代から設置許可を受けて、現存します。そのデータは、権限を委譲することに伴い、新たに設置許可を出してもらうのではなく、神奈川県が許可したものをそのまま引き継ぎます。そのデータが本市のところに来ます。

(清野委員) 過去からの継続的なものと 29 年 4 月 1 日以降のものが二つ含まれていて、継続的なものは神奈川県からもらったデータがここに入るといことですね。個人情報の取り扱う範囲について具体的なイメージが持てなかったもので、確認しました。
「個人情報を取り扱う事務開始届出書」に、個人情報の収集方法に関する欄があります。先ほどの説明を前提にすると、29 年 4 月 1 日以降の申請や届出は本人が出した情報になります。しかし、神奈川県で持つ情報もこの中に入ります。申請時には本人が申請したものですが、横浜市が今回取得する形としては、本人からの収集なのか、神奈川県からもらうということで、他の機関からの収集になるのですか。

(所管課) 今年度の 3 月 31 日までは県でやっている業務です。その業務が全て終わりましたら、横浜市分のデータを全部もらいます。コピーではなく、基本的には申請したものの自体をもらう形になっています。その段階で横浜市の情報という形にはしたいと思います。ただ、そういったことも含め、本人からの収集になるか、他の機関からの収集になるかは事務局に判断を仰ぎたいと思います。

(清野委員) 今は本人収集だけチェックされています。

(事務局) 清野委員がおっしゃっているのは、「本人以外」にチェックが付いていないということですか。

(清野委員) チェックが付くのか付かないのかも含めてです。一見、本人からの収集で全て済んでいるような気もしましたが、先ほどの話だと、県が集めた情報をそのままもらうということです。

(所管課) そうです。

(清野委員) それに関して「本人収集」と言っているのでしょうか。

(事務局) 「事務を引き継ぐ」という考え方なので、もともと本人が届け出たときと状況が変わるわけではないと思います。事務を扱うところが変わるだけなので、今回は本人収集だけではないかと思います。

(清野委員) 分かりました。

(小嶋委員) 取り扱う個人情報の「実施機関での個人情報の保存期間」ですが、1年、3年、5年、10年、30年となっています。どういったものが1年で、どういったものが3年か、分類の基準はありますか。

(所管課) 正確な分類表は出していませんが、1回で終わるものは1年や3年と、比較的短い年数になっています。火薬庫のように継続して残るものは比較的長くなっています。例えば、30年前に建てられた火薬庫が設置時はどういった状況だったのかを把握した上で新しい許可を出すことがあります。

(花村会長) 消防職員の総数は3,500名います。消防職員が火薬庫がどこにあるか、データが欲しい場合、分かるのですか。

(所管課) 今現在、3月31日までは分かりません。ただ、このシステムを活用して入力することで、近隣で警備に当たっている消防職員が、その火薬庫にどのぐらいの量の火薬があるのか把握できるようになります。

(花村委員) 警備などに関係ない消防職員が、横浜市全体の火薬庫がどこにあるか、把握できますか。

(所管課) データの閲覧はできます。

(花村会長) テロが流行っているので、そういう情報が漏れるのはどうなのか、心配がありました。杞憂だとは思いますが、非常に大事な情報です。よく管理してください。

(新田委員) 小・中学校で運動会に花火などで火薬を使います。それは今回の事務の対象として取り扱いますか。

(所管課) 火薬には該当します。ただ、神奈川県が今まで行っていた、許可のいるほどの量ではありません。

(新田委員) 今回の対象には入らないですか。

(所管課) 許可申請としては入りません。

スポーツ用品店が扱う「パーン、スタート」と鳴らすものは、販売許可の形は取ります。ただ、パーンと鳴らすことについては、火薬ではあっても微量なので、許可は入りません。また、運動会の朝に、「今日は運動会をやります」と知らせるぐらいの花火も許可の対象外です。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件1を承認するというので

よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)

(花村会長) 次に案件2「ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました、案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 大変いい事業かと思えます。今回、受託者がまだ決まっています。受託者の個人情報保護管理体制が、審議する段階で分かりません。受託者が決まった後、審議するのでは遅いのですか。非常に気になります。

(所管課) 実施場所としては、児童家庭支援センターと母子生活支援施設で考えています。どちらも児童福祉法に規定された施設で、市が認可しています。また、どちらももともとかなり深い個人情報を扱う施設です。本体事業を運営する上で、一定の個人情報の管理体制は取れているかと考えています。

(事務局) 確かに受託者が決まっていない段階で審議に諮ることがあります。その場合には、「個人情報の管理体制」に記載の基準で業者を選定します。その選定基準を審議会で見いただきます。さらに、「審議に係る事務の委託」の中で、個人情報の取扱いについてもできるだけ詳細に記載するようにしています。受託者が決まった際には、審議会資料に記載があることはきちんと守ってもらいます。そして、実際に受託者が決まった段階で、審議会には委託先管理体制の様式を報告しています。

(中村委員) 受託者がまだ決まっていない段階で審議に諮るのはなぜですか。

(事務局) もちろん、時間に余裕を持って審議に諮ればいいのですが、横浜市のお務の中で、いつ始めなければならぬというのがありまして、審議会は月1回なので、どうしても受託者が決まる前に審議せざるを得ないものもあります。

(所管課) この事務は、3月に開始したいと考えています。

(加島委員) 委託先で想定しているところはありますか。

(花村会長) つまり、9か所ある児童家庭支援センターと、8か所の母子生活支援施設のうちそれぞれ1か所を選ぼうということでしょうか。

(所管課) そうです。1か所目は、契約はまだですが、瀬谷区の児童家庭支援センターを予定しています。もう1か所は母子生活支援施設で現在、調整中です。

(花村会長) 瀬谷区のほか、もう一つの区はどこでやるのか、大体は決まっていますか。

(所管課) 大体は決まっていますが、まだ最終調整中です。

(花村会長) 児童家庭支援センターは予定しているところがあるということで、あとは母子生活支援センターの中から決めることになっているわけですね。

(所管課) はい。

(加島委員) それぞれの指定管理者か何かに委託するのですか。

(所管課) 運営法人に委託します。

(加島委員) 瀬谷区のほうは施設がほぼ決まっているということで、委託先も決まっているようなものですね。

(所管課) そうですね。

(花村会長) 社会福祉法人とは限らないのですか。

(所管課) NPO法人の可能性もあります。

(加島委員) 実績があるところを想定しているなら、ある程度は任せられるのかなと思います。

(花村会長) センシティブな情報もあるので、ということですね。

(加島委員) そうですね。

(所管課) 本体事業はかなりセンシティブな情報を扱う事業を行っている法人になります。

(土井委員) 「個人情報の管理体制」の「受託者における電子計算機処理」は「無し」となっていますが、それ以降の記載を見ていると電子データ処理について、いろいろと書いてあります。「受託者における電子計算機処理」は「無し」でよいのですか。

(所管課) 事務処理システムは設けないので、電子計算機処理は行いません。ただ、Eメール等でデータをやり取りすることはあるので、電子データの廃棄方法を定めています。

(土井委員) そのような場合にはいつも電子計算機処理は「無し」でしたか。

(事務局) システムエンジニアが行うようなシステムの開発や運用をする場合は、電子計算機処理は「有り」となります。今回は、ワードのような文書作成ソフトは使うので、電子データとしては「有り」になりますが、ワードはあくまで文書で、電算処理ではないので、便宜上「無し」にしています。普段からこのような考え方でやっています。

(土井委員) 分かりました。

(新田委員) 子供を預かって食事を提供したりするということですが、費用負担は全くないのでしょうか。

(所管課) 今回の事業のスキームとしては無料で考えています。ただし、受託法人が食材費に限定して費用を徴収することは可能としています。

(小嶋委員) 事務全体の概要の参考欄に、スタッフにはコーディネーター、管理者、支援員の3種類いると記載があります。支援員にはどの程度個人情報を与えられるのですか。必要に応じてですか。それとも、あらかじめ個人情報を全て提供するのでしょうか。

(所管課) 支援に必要な最低限で考えています。名前や学年など、ある程度承知していないとできない基本情報は当初から渡します。ボランティアも入ってきて、情報としてはかなり色々な個人情報があるので、最低

限必要な情報です。

(小嶋委員) その辺りの情報の管理は、コーディネーターや管理者が行うのですか。

(所管課) そうです。

(小嶋委員) しっかり管理をお願いします。

(清野委員) 設備としては児童家庭支援センターで、運営はNPO法人などの組織になるということですね。

(所管課) 児童家庭支援センターは運営法人が決まっています。

(清野委員) 場所はその児童家庭支援センターで行うということですか。

(所管課) もともと児童家庭支援センターは相談支援機関ですが、一時預かれるようなスペースもあります。本体事業に支障のない範囲で区分けする形で、その場所を活用してやることを考えています。

(清野委員) 場所はその児童家庭支援センターで、実際にそこで運営するのが団体ということですか。

(所管課) 同じ法人です。

(事務局) その児童家庭センターや母子生活支援施設自体を運営している法人が、同様にこの事業もやります。

(所管課) 受託をするということですか。

(事務局) 場所と書いてありますが、場所もその施設ですし、受託するのもその施設を運営している同じ法人ということですか。

(所管課) 同じ法人がするという事です。

(清野委員) 運営するのは同じ法人で、委託をするのは、そこから委託を受けた事業者ということですか。

(事務局) もともと施設を運営している法人があって、普段本体事業をしている法人があります。その施設を運営している社会福祉法人やNPO法人があって、その事業者に新たに今回の事業を委託してお願いするという事ですね。

(所管課) はい。

(事務局) 今回の事業を、もともと施設を運営している事業者に改めて別立てでお願いするという事です。

(清野委員) 今回の事業で、情報を保管するのがどこになるのかよく分かりませんでした。取り扱うセンシティブな個人情報はどこで保管するのでしょうか。

(所管課) この児童家庭支援センターや母子生活支援施設になります。

(清野委員) その施設の中で保管するのですか。

(所管課) はい。

(清野委員) パソコンデータに打ち込む作業も予測されますね。

(所管課) はい。

(清野委員) その作業は施設の中で行うのですか。

(所管課) はい。

(清野委員) 施設の外部には個人情報を出さないということで考えてよろしいですか。

(所管課) はい。ただし、実績報告書や記録簿については受託者が作成し、

横浜市役所や区役所に電子メールで送ったり、ケースカンファレンスや情報交換を区役所で行う場合には、紙資料として持ち出す場合があります。

(清野委員) それは資料が出来上がった後ですか。

(所管課) 出来上がった後です。

(清野委員) 紙資料で細かく作ったものを電子データ化するのはどこの場所で行うのかなと思いました。

(所管課) それは施設の中になります。

(加島委員) 母子生活支援施設がどこにあるかは秘密にしているのですか。

(所管課) 秘匿しています。

(加島委員) 受託者が決まっても場所は出さないということですね。

(所管課) 詳細な住所は公にしません。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件2を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件3】自殺未遂の再発防止業務の委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)

(花村会長) 次に案件3「自殺未遂の再発防止業務の委託について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました、案件3につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(加島委員) 二次医療機関は1か所ですか。

(所管課) 今回のモデル事業としては1か所を想定しています。

(加島委員) その二次医療機関に運ばれた人が対象ですか。

(所管課) 自殺を企図して救急搬送された人は、通常だと治療が終わるとそのまま退院します。そのまま何もフォローがないと、自殺を再企図する可能性があるので、そこに介入します。

(加島委員) この二次医療機関と受託者は近くですか。

(所管課) 隣の区というぐらいの距離です。

(加島委員) 運ばれたという情報が受託者に行って、受託者が二次医療機関に来て本人に同意を求めるということですか。

(所管課) 想定されている二次医療機関については、過去に国の同様の事業を行った実績があります。二次医療機関自体もこういった介入の必要性を感じているので、協力してもらいます。

(加島委員) 受託者は24時間体制でスタンバイしているのですか。

(所管課) 個人病院で入院設備はありませんが、院長は常に携帯電話を持っています。この受託者は、こういった施策に非常に強い関心を持っています。

(清野委員) 厚生労働省の自殺防止対策事業をこの受託者が行っていたということですが、その時の8件や17件は、大体どの地域で、どんなイメージでやっていたのですか。

(所管課) 介入の必要性を常々感じている中で、厚生労働省から「やらないか」という公募があり、幾つか自分の病院から介入できる距離の病院に当たってみた結果、今回、対象となる二次医療機関が「是非うちでやってみてくれないか」ということで、その厚生労働省の事業を行ったと聞いています。範囲については、その二次医療機関に運ばれる患者に対してということになるので、対象者はその範囲になります。

(清野委員) 厚生労働省のモデル事業の時点で、既にこの二次医療機関と連携を取ってやっていたということですか。

(所管課) そういうことです。

(清野委員) その事業が2年間で、平成28年度もやっていたのでしょうか。

(所管課) 平成28年度は、厚生労働省の助成事業が終わってしまったので、実態としては協力する形は取っていますが、介入していく後ろ立てがありません。そのため、二次医療機関から話をし、「こういうふうにやってくれるクリニックがあるけれども、話をしているか」という同意を取った上でやることになります。横浜市の事業という裏付けがあると、積極的な介入がしやすくなります。

(清野委員) 民間のクリニックへ行くと、ワンフロアのような形で、患者も看護師も誰でも入れるような一角にカルテが見えるところもあります。今回の受託者は精神科病院なのでまた違うかと思いますが、カルテの情報は、非常にセンシティブな情報です。今回の受託者におけるカルテ庫の位置はどのようになっていますか。

(所管課) この受託者は、割と大きい診療所で、受付とカルテの保管庫を保有しています。手の届く範囲ではなく、奥に保管されていて、必要に応じて出しています。

(清野委員) クリニックに来る一般の人からは隔離されて保管されていますか。

(所管課) はい。

(清野委員) 例えば、薬屋などの業者はそこに入れるのでしょうか。

(所管課) 打合せコーナーが別にあります。打合せをするとき、診療に来た患者から見えてしまうと問題があるので、別の部屋で打合せをしています。

(小嶋委員) 取り扱う個人情報の紙データについてですが、報告書を作成するわけですね。この報告書は氏名などが除かれて個人を特定できないようになっているのですか。

(所管課) そうですね。

(小嶋委員) このような報告書にすることについては、本人の同意を取るのででしょうか。通常の医学研究論文ではどうなっているか分かりませんが、この場合はどのように考えているのでしょうか。

(所管課) 今回、介入だけではなく、今後の施策の基礎資料にしたいので、報告書にまとめます。センシティブな情報なので、本人に説明します。

受託者から丁寧に説明し、「こういう形にまとめます」ということも了承してもらいます。一般的にドクターたちが講演会で「こういう症例があります」ということでよく使っているものがあります。もちろん、個人が特定できないようになってはいますが、周辺域の精神科医たちに聞くと、やはりある程度「こういう形で紹介させてほしい」ということで声をかけていると聞いています。

(小嶋委員) この報告書は市に提出するものですね。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 市までで止まっていますか。それとも、一般に公開することはあるのですか。

(所管課) 印刷物にして、たくさん配るというイメージはありません。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件3を承認するというのでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】初回面接集団型特定保健指導の実施について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)

(花村会長) 次に案件4「初回面接集団型特定保健指導の実施について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました、案件4につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(加島委員) これも先ほどの案件と同じで、受託先は記載しないのですか。

(所管課) まだこれから入札です。

(加島委員) 入札でやるのですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 現在、保健指導をしている事業者が対象になるのですか。

(所管課) そうですね。特定指導を受託してもらえる事業者は20年度以降、複数あるので、公募をかけて、入札に参加してもらった事業者の中から決めます。

(土井委員) 取り扱う個人情報の想定件数は3,000件とあります。特定保健指導の対象者で利用のない者というのはほぼ正確に見積もられているのですか。

(所管課) そうですね。

(土井委員) 実際に特定保健指導を利用する人が320人というのは、100人×3回ということですか。

(所管課) そうです。初回面接集団型特定保健指導は3回予定をしており、1回当たり大体100人ぐらいと考えています。

(土井委員) 横浜市にはすごくたくさんの人口がいますが、対象者1はこのように少ないのでしょうか。

(所管課) 現在、特定健診を受けている人が大体 12 万人ぐらいいます。そのうち特定健診受診後、保健指導の対象になって受ける人が、実績で 700 人ぐらいで、非常に低いです。対象者はもう少しいるので、受けてない人を未利用者として、今回、対象としてやりたいと考えています。

(土井委員) たくさんの人に特定保健指導を受けてもらいたいですね。

(所管課) こちらから声かけをして保健指導を受けてくれる人はいますが、個別に通知している人たちの中ではなかなか利用率が上がっていません。そのため、今回は特定保健指導を利用していない人をターゲットにして、初回の集団面接の中で興味を持ってもらい、その後につなげていきたいということです。

(土井委員) 初回集団ですと、たくさん人が来そうな見込みがあるのでしょうか。

(所管課) 初回集団面接に踏み切った理由としては、ほかの保険者でこのような形でやってみて、非常に実績が上がったところがありました。そのため、横浜市も実施してみようということです。

(土井委員) 初回集団で実施するのが効果がありそうだから、やってみましょうということですか。

(所管課) そうですね。魅力あるイベントを行い、来てもらうということです。

(新田委員) 集団で集まっても、自分の情報は他人に知られたくない部分もあります。集団で開催するけれども、特定保健指導自体は個々にやるのですか。イベントに参加して、自分の悪い結果が他人に知られたりする可能性があるのならば、申し込みたくないということもあるのではないのでしょうか。集団でやるときのカルテの取扱いはどのようにしているのでしょうか。一人ひとり見えないようにするのですか。

(所管課) 事業者のほうで、ほかの人には見えないように十分管理していく形になります。例えば体重など、検査の数値は他人に知られたくないものもあります。8 人以下のグループで、スタッフが付いてやります。自分の検査結果について、どういうことだったら取り組めるか、グループで情報交換するようなグループワークになっていくかと思います。事業者もプロなので、自身の情報を知られるような展開にはしていかないと考えています。

(花村会長) 特定保健指導の利用率を上げていかなければなりませんね。事務局によると、特定健診を 12 万人が受けて、特定保健指導の対象者は 1 万 4,000 人いるそうです。そして、実際に特定保健指導を受ける人がそのうちの 700 人ということです。現在、特定保健指導の利用率が低いので、あまりやっている効果がないので、頑張ってみようということです。

(所管課) そうです。生活習慣病の自覚症状が出てからではなかなか止められません。自覚症状のないうちから検査数値を見てもらい、食事や運動など生活習慣に気をつけてもらって、リスクのある人には食生活の改善を中心に保健指導します。20 年度頃はなかなか特定保健指導の利用者が増えませんでした。ここへ来て社会的にも「メタボに注意しよう」

とか、スマートフォンのアプリでカロリー管理するなど、ようやく気運が高まってきたところです。しかし、まだまだ今回の対象者には響いていないので、そこを何とかしたいと考えています。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件4を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業について

(花村会長) 次に案件5「国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました、案件5につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(土井委員) この保健指導のために受診結果データを使用することは、特定健診受診券の送付時に伝えてあるということですか。

(所管課) はい。

(土井委員) レセプトデータを使うことは、どこかで了承をもらっているのですか。

(所管課) レセプトデータを保険事業に活用するのは、国民健康保険の中では目的外利用ではありません。実際、26年度からレセプトデータも使っています。

(土井委員) それはちゃんと「使っている」という根拠があるのですね。

(所管課) はい。

(加島委員) 現在、既に5区で行っているということですが、29年度から全区に展開して、人数のベースを広げるといふことと、尿蛋白とeGFRの基準を足すということですね。

(所管課) はい。

(加島委員) それらを足した上で、想定件数が個別保健指導プログラムの参加対象者が470件、そのうち実際に参加する人が150件ということでしょうか。

(所管課) はい。

(加島委員) 実際、5区でHbA1cの数値を基準に抽出してどのぐらいの件数やっていますか。

(所管課) 今回の件数と大体同じぐらいです。やはり500件弱です。29年度は、そこに腎機能の低下を見る検査数値を抽出基準に加えるので、絞り込まれます。そのため、18区に事業を広げたとしても、対象者は狭まります。

特定保健指導もこの糖尿病重症化予防指導も非常にややこしいです。28年度の特定健診が3月末まで受けられるので、そこで引がかかった人は29年度にまたがって特定保健指導を受けます。この糖尿病性腎症重症

化予防事業については、29年度の特定健診を受けた人から抽出します。
(加島委員) では、同じぐらいの数になるのですか。
(所管課) 一部重なりながら行っています。
(加島委員) 対象者イメージの図を見ると、医療機関にかかっている人もかかっている人も、受託者のサポートの対象になっています。主治医にかかっている人に受託者が入り込んでくることに関して、主治医との関係はどうなのですか。
(所管課) 対象者イメージの図の真ん中に、「主治医からの生活指導等の推奨有」という記載があります。対象者が「保健指導を受ける」と言ったから始めるわけではなく、掛かりつけ医がいたら、その先生と相談してもらうよう対象者にお願いします。先生のほうで「保健指導をしたほうがいいのではないか」と判断した場合に実施します。治療中の人で、保健指導を受けたらよくないという判断もあるので、先生にかかっている人は必ず、先生と相談して、「やっていい」と言われた人について保健指導を実施します。
(加島委員) 平成26年審議時からの変更点に、「これまで委託先が本人から直接聴取していた特定受診結果を横浜市から委託先に事前に提供する」とあります。この文章の意味が読み取れなかったのですが。
(所管課) 原則、特定健診の受診結果は、受けた人がもらいます。これまではその結果を持って保健指導に行ってもらっています。糖尿病性腎症重症化予防事業では、本人から書類をもらって話を聴くのですが、国民健康保険の対象者は60歳以上の人も多いので、本人からは十分に話が聞けない状況があります。対象になる人について、受診結果データ自体を事業者へ渡し、それに加えて色々な生活習慣などを聞いた上で、よりその人に合ったプログラムを提供したいということで、この事業に関しては、受診結果データ自体を受託者に送るということを考えています。
(加島委員) 受託者に任せないで、今回は横浜市が関与するということですか。これまで受託者が本人から聴取していたということですが、対象者は受託者が受診結果データを基に絞り込んでいるのですか。
(所管課) 今現在は横浜市がHbA1cが7.0%以上の人を抽出して、受託者にそのデータを送っています。そして実際に参加する人には、事業者から血圧や血糖値が幾つだったか面談等で聞いてもらっています。
29年度からは、人工透析へ移行させないように、腎機能の低下等に着眼したプログラム構成にします。今回、考えているのは、プログラムのパターンを作り、腎機能が低下している人にはより面談を多くする形で考えています。受託者に受診結果データを渡し、プログラムに振り分けてもらうことを考えているので、受診結果データを渡したいと考えています。
これまでは、受託者には「HbA1cが7.0%以上なので、お願いします」と言っていたのですが、それだけではその人に合った保健指導はできません。本人から聞くだけでは十分対応できないので、このような仕組みの中でよりその人に合ったプログラムにつなげていきたいと思えます。当然、しっかりとした個人情報管理やプライバシー保護はしてもらう前

提はあります。

(加島委員) これまでは委託先が受診結果を本人から直接聴取してきたのですが、今でも HbA1c の数値結果を横浜市から受託者に提供しているわけですね。提供する内容が変わったのですか。

(花村会長) 今回、受診結果データの全部を横浜市が提供したいわけですね。現在は抽出基準となるデータ以外は提供していないということですね。

(所管課) そういうことです。

(花村会長) 受託者は、一部の受診結果データだけではよく分からないので、全部欲しいという話になるのですね。

(所管課) そうです。そうでないと、なかなかいいプログラム指導ができないのです。

(小嶋委員) その提供が許されるというのは、高齢者の医療の確保に関する法律第 28 条で規定されているからですか。

(所管課) そうですね。この糖尿病性腎症重症化予防事業も保健指導に当たるものですので。

(小嶋委員) 現在 5 区でこの事業を行っているのは、どのような事業者ですか。

(所管課) 病院などではありません。会社です。やはり外部基準がありますので、必ず保健師がいたり、常勤で管理してくれる人がいるといった条件を備えた会社が受けています。

(小嶋委員) 特定健診を受けた人からすると、自分の個人情報会社が提供されていることに非常に大きな不安を持つのではないのでしょうか。いきなりそのような会社から文書が来るわけですね。

(所管課) そうですね。本人に送る手紙については、横浜市が出している形にします。その手紙には、この個別保健指導については、「事業者に委託していて、個人情報の守秘義務がある事業者です」ということを記載し、手紙が届く頃に受託者から電話をします。

横浜市の責任において特定健診を受けて、特定保健指導を行うに当たって、実際の実施についてはこの事業者でやるという形で手紙を出し、併せて電話で個別保健指導への参加勧奨をします。個別保健指導の実施に当たっては、不審に思う人については電話の中で判断してもらいます。また、掛かりつけ医がいる場合は、相談してもらう必要もあります。導入についてはかなりきめ細やかに対応する必要があります。その人のデータを本市が軽々に扱っているなどという疑念を抱かないようにはしていきたいです。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件 5 を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 広報を目的とした横浜市WEBサイトへの個人情報掲載に係る電子計算

機結合についての報告

- ・ みどりオープンガーデン
- (2) システム更新時のデータ移行業務委託に係る事務委託についての報告
 - ・ 市民情報センター行政資料貸出事務
- (3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
 - ・ 卒業生向け広報誌の発送
- (4) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託
 - ・ 東南アジア・インドからの旅行会社対象「横浜ナイト」開催業務
- (5) 事業記録作成業務に係る事務委託についての報告
 - ・ 東南アジア・インドからの旅行会社対象「横浜ナイト」開催業務
- (6) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
 - ・ 平成28年度耐震改修促進計画改訂に伴う木造住宅戸別訪問事務
- (7) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告
 - ・ 自然観察会の開催に係る企画運営等業務委託
- (8) 委託先個人情報保護管理体制
- (9) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（6件）
- (10) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（26件）
- (11) 個人情報ファイル簿変更届出書（4件）
- (12) 個人情報ファイル簿廃止届出書（9件）

4 その他

- (1) 個人情報漏えい事案の報告（平成29年1月21日～平成29年2月17日）
- (2) その他

(花村会長) それでは、次に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配付資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

<資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(花村会長) 特にご質問がなければ、了承するというところでよろしいですか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) では、了承とします。

それでは、次に、皆さんの手元にある「市民生活における個人情報保護Q&A」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) この冊子は、市民向けに発行した個人情報保護法に関するQ&Aで、市のホームページにも掲載しているものです。今回、個人情報保護法が改正され、5月30日に改正法が施行されます。それに伴い、Q&Aも一部修正しなくてはいけない部分や追加した方がよいQ&Aも考えられます。

このQ&Aの冊子ですが、審議会名で発行しています。そのため、改定に当たって、次回の審議会委員の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

次回の審議会では、まず、改正個人情報保護法の内容について簡単にご説明し、Q&A改定版の案についてご意見をいただきたいと考えています。来月の審議会でご意見をいただき、4月の臨時審議会で確定し、5月の施行に間に合うように発行したいと考えています。

このQ&Aですが、お配りしたものは22年に発行したものです。22年以前に発行したものがあつて、それは市民情報課名で発行してつました。22年にこれを発行する際の会議録を確認しましたが、個人情報保護法が施行されて、過剰反応が起きているので、個人情報保護制度について正しく理解してもらうために、審議会として市民の皆様のために何かできないかということで、審議会名で発行ということになったようです。

次回の審議会では、今回も引き続き審議会名で発行するかどうかについても併せてご意見をいただければと思つています。

改定版の案は現在、作成中ですので、来月の審議資料を送る際に同封します。

(花村会長) よろしくお願ひします。

(事務局) 今回お配りしたものは現行のものです。

(花村会長) 改定されたものが送られてくるので、それを読んで、改正法との兼合も含めた上で、ご意見をお願ひします

(6) 【案件6】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について
【国民年金に関する事務 全項目評価書】

(花村会長) 次に案件6「「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民年金に関する事務 全項目評価書】」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び評価書名について説明>

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

特にご意見がないようなので、引き続き、説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき評価書Iを説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(中村委員) 継続免除処理事務のフロー図で、日本年金機構から伸びている1-2の「継続事務照会」では、個人番号は扱わないのですか。個人番号を扱う矢印になっていませんが。

(所管課) この段階では個別具体の人のデータは入ってこないなので、個人番号が入る可能性はないと考えています。

(所管課) <資料に基づき評価書Ⅱを説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(土井委員) 「電子記録媒体」が何度か出てきますが、具体的には何を使いますか。CDなどそういったものですか。

(所管課) ハードディスクを主に使っています。補完的にCD等も使っています。

(土井委員) 電子記録媒体は「データを搬送するために」という文脈で何度か出てくるように思いました。一時的に使用する電子記録媒体のデータを消すタイミングはいつなのでしょう。

(所管課) 月に1回更新するようなものについては、バックアップを兼ねて1か月は取っていますが、次の更新の際に消します。

(土井委員) それはどこかに記載していますか。「年に1回」というキーワードはよく見たのですが。

(所管課) 申し訳ありません。具体的には記載していません。

(土井委員) ハードディスクにしてもCDにしても、悪用されると大変なことになります。記載しておいたほうがいいかなという気がします。

(所管課) その旨も記載する方向で修正します。

(事務局) 異動検索システム関係ファイルと保険料免除等処理システム関係ファイルの「特定個人情報の保管・消去」の欄の「消去方法」にデータの消去について書いてあるので、そこに記載を追加するということでよろしいですか。

(所管課) はい。電子記録媒体を一時的に使用した場合もいつデータを消すか記載します。

(所管課) <資料に基づき評価書Ⅲを説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(小嶋委員) 統合番号連携システムにログインするときの認証は、ユーザーIDとパスワードですね。前回の審議会で、住民情報系システムで顔認証システムを導入する話がありました。このシステムでも、将来的には導入するのでしょうか。

(所管課) 恐らくその方向性だと思います。4月1日時点では、顔認証はまだ入りません。

(小嶋委員) いずれ導入するのでしょうか。

(所管課) はい、全市的な動きに従ってということになるので、いずれは入ると考えています。

(所管課) <資料に基づき評価書Ⅳ、Ⅴ、Ⅵを説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(小嶋委員) 再委託する場合の許諾方法ですが、個人情報保護条例とともに委託契約約款があります。これは横浜市全体で作っている約款ということですか。それとも、特定個人情報保護に関する約款でしょうか。

(所管課) 本市全体で作っているものをそのまま我々の契約にも使っています。そちらによります。

(小嶋委員) 個人情報取扱特記事項に関しても同様ですか。

(所管課) はい、全て本市全体の標準があります。ここに書いてあるもの

	<p>は、すべてそれらをそのまま使います。</p> <p>(花村会長) 別紙として「過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容」があります。例えば、8番の「平成28年6月29日、区生活支援課の職員が担当している生活保護世帯全員のリストを簡易宿泊所の手洗いに置き忘れ、一時的にリストを紛失した」とあります。件数として106件と記載されているのはどのような意味ですか。</p> <p>(所管課) この事故は1回ですが、恐らく106人か106世帯の個人情報が入っていたということです。</p> <p>(土井委員) 例えば、私が請求したらどのぐらいの情報が開示されますか。私に関する情報だけが開示されるのですか。</p> <p>(所管課) 本人開示請求で、本人の情報を請求された場合には、基本的にその本人の情報がこのファイルにどう入っているかというのを渡す形になると思います。</p> <p>一方、誰でもできる開示請求があります。その場合にはほとんど全ての情報を見せられず、本人の情報以外は墨塗りして出すようになるかと考えます。</p> <p>(花村会長) 附帯意見とすべきかどうかの問題です。土井委員の先ほどご意見はどうでしょうか。修正して付け加えてもらうという形で附帯意見は特にないということで、案件6を承認するという事によろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(花村会長) それでは承認といたします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思っております。</p> <p>次回の日程でございますが、3月22日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第152回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第152回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は平成29年3月22日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成29年3月22日第153回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡